（別　記）

議第１７０号に対する付帯決議

今回の火災予防条例の改正により指定されることとなった，露店等が多く出店する伝統的な祭礼や祭り等，多数の方が集まる催しの更なる安全確保のため，催しの指定基準や講習受講を義務付ける京都市独自の取組が盛り込まれた。今後は，火災予防上必要な業務計画の届出や講習受講の義務付け等，事前準備等における詳細な情報周知の必要性や，届出をしようとする者の相談体制等，催しの実態に応じた適切な指導を行い，条例改正後の運用において実効性ある取組が不可欠である。

ついては，条例改正の趣旨を十分に関係者に周知するとともに，催しにおける火災予防上の取扱いにきめ細かく対応すること。また，その他地域イベント等においては，適切な助言，アドバイスを行うなど，安全対策に万全を期すこと。

市事議第５９号
平成２６年５月２９日

京都市会議長　中村三之助　様

交通水道消防委員会
委員長　山元　あき

委員会報告書

本委員会に付託された議案を審査した結果，下記のとおり査定したから報告します。

記

議第１７０号　京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

原案のとおり可決する。

別記のとおり付帯決議を付す。